○中国地方整備局告示第五十号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
鳥取市菖蒲字鳥居畷三四番七から同市千代水三丁目一番まで（鳥取市菖蒲字鳥居畷三四番七から同市千代水三丁目一番まで）	一般国道二十九号	電柱

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十一号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
岡山市北区津島京町一丁目五七番四から同市北区富原字八八六番一まで	一〇・四〇メートル	二・〇七〇キロメートル	電柱

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十三号

三　沿道区域

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
岡山市北区津島京町一丁目五七番四から同市北区富原字平黒三番四から同市北区富原字平黒三八八六番一まで（岡山市北区津島京町一丁目五七番一まで）	一般国道五十三号	電柱

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十三号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
萩市大字江向字江向六〇二番二から同市大字土原字土原一八四番二まで	八・八四メートル	〇・八六六キロメートル	電柱

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百九十一号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
萩市大字江向字江向六〇二番二から同市大字土原字土原一八四番二まで	八・八四メートル	〇・八六六キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
萩市大字江向字江向六〇二番二から同市大字土原字土原一八四番二まで（萩市大字江向字江向六〇二番二から同市大字土原字土原一八四番二まで）	一般国道百九十一号	電柱

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び二百五十号	備前市香登西字判田九一番一から同市香登西字大領田七番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取市千代水一丁目一二一番から同市気高町八束水字鶴木谷七五番一まで	前	Ａ　八・五〇～一二・〇〇メートル	一七・三三二キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　一〇・六五～一七・〇〇	一九・三六〇	
	後	Ａ　八・五〇～一二・〇〇	一七・三三二	
		Ｂ　一〇・六五～一七・〇〇	一九・三六〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県高岡郡四万十町替坂本字柿ノ木窪一五〇番一から同町替坂本字柿ノ木窪六三番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所
〃	高知県高岡郡四万十町東大奈路字源太夫谷五一九番一から同町東大奈路字丸山五一三番一まで	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日